

生まれ変わる会社法

第162回国会において成立した「会社法」が、平成18年5月に施行される予定です。会社法では、カタカナ文語体で書かれている規定の条文をひらがな口語体へ変更して分かりやすくするなどの形式面の改正だけでなく、会社法の内容も大幅に見直されました。新しく創設される会社法の内容について紹介します。

現代の経済状況に対応した新しい会社法

国の経済社会を支える基本法制といべきものです。そのため、社会経済情勢の変化に対応した会社の運営、組織に係る各種の制度が求められます。そこで、会社法全般にわたり体系的かつ抜本的な見直しを行い、「会社法」が施行されることになりました。現在、「商法第2編」「有限会社法」「監査等に関する商法の特例に関する法律（商法特例法）」といった会社法に関する規定を総称して便宜的に「会社法」と呼んでいます。今回施行される会社法はこれらを統合して再編成した新しい法典です。

新しく創設される会社法のポイントは下記の点になります。
有限会社制度の廃止

現行の株式会社と有限会社とが統合され、株式会社一本化されます。これにより、今後新しく有限会社を設立することができなくなります。ただし、既存の有限会社については経過措置により、改正後は「特別有限会社」として存続可能です。

また、現行の株式会社は、取締役会の設置や取締役などの人数（取締役最低3名、監査役1人以上）など、機関設計が規制されていますが、今後はすべての株式に譲渡制限を設けている会社であれば、大会社や委員会設置会社でない限り、現行の有限会社と同様、取締役1人以上、監査役不要、監査役がない場合は、株主の経営に対する監督権限が強化される（とすることができると、会社の実態にあった機関設計を柔軟に行えるようになります。

設立時の出資額規制の撤廃
現行の会社法では、新たに会社を設立する場合、最低資本金の制度があるため、有限会社で300万円、株式会社で1,000万円の出資が必要です。

この出資金の工面が起業の大きな壁になることもあります。この壁を取り除き、起業を容易にすることを目的として、最低資本金制度が撤廃され、出資の金額を自由に決めることができるようになります。

合同会社の創設

現行の株式会社、有限会社の特徴である「有限责任の確保」と、合名会社、合資会社の特徴である「組織内の内部自治」、それぞれの性格を併せ持つ「会社組織である」「合同会社」と通称「日本版LLC」が新設されます。具体的にはそのすべての社員出資者が会社への出資額についてのみ責任を負い、株式会社のように取締役会などの機関を置く必要がなく、利益分配や意思決定などの方法が定款で自由に設定できる会社です。

合同会社は、研究者や指導力を持つ人を経営者とすることができ、企業同士や企業と大学研究者の共同研究、ベンチャー企業に向くものと思われ

ます。
（なお、平成17年に新設された、法人格を持たない有限责任事業組合（通称：日本版LLP）と混同しないよう注意してください。）

このほかにも、株主代表訴訟

の見直し、会計参与制度の導入、内部統制システムの構築の義務化、類似商号規制の廃止、会社の組織再編に係る規制についての見直しなど、会社法にはさまざまな内容が盛り込まれています。

もつと会社法を知りたいという方は、法務省のウェブサイトにある「会社法の概要」をご覧ください。

現行制度との比較

内容	現行制度	会社法
表記	カタカナ文語体	ひらがな口語体
設立できる会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
最低資本金額	株式会社：1,000万円 有限会社：300万円	制限なし
発起設立時の払込金保管証明	必要	残高証明で可
取締役の数	株式会社：3人以上 有限会社：1人以上	1人以上
取締役の任期	株式会社：2年 有限会社：制限なし	原則2年 (株式譲渡制限会社は最長10年)
会計参与	規定なし	すべての株式会社に設置可能 (新設)
同一市町村の類似商号	不可	可能 (商標登録されているものを除く)